

海外旅行者の皆様へ 通関案内



税関イメージキャラクター
カスタム君



税関

2012.04

税関からのお願い

- 商業貨物や高額な物品等を外国へ持ち出す場合には、一般の貿易貨物と同様の輸出手続きが必要となる場合があります。
- 輸出免税物品（いわゆる免税ショップで購入された物等）を購入された方は、出国の際に、税関の確認を受ける必要があります。輸出証明申請書もしくは輸出免税物品購入記録票を税関に提出してください。
- 現在使用している外国製品、輸出規制の対象となっている品物、輸出免税物品等をスーツケースなどに入れて「機（船）内預け」とする場合は、航空（船）会社へ預ける前に必ず税関の確認を受けてください。

輸出が禁止または規制されている品物

輸出が禁止されている品物（主な例）

- 覚醒剤、大麻、向精神薬、麻薬、あへん、MDMAなどの不正薬物
- 児童ポルノ
- 偽ブランド品、海賊版などの知的財産を侵害する物品

輸出が規制されている品物（主な例）

植物（果物、野菜、米等を含む）や動物（鳥類、生肉、乾燥肉、ハム等を含む）は種類によっては検疫を受ける必要があります。また、銃砲や超高性能パソコンなどは輸出貿易管理令により輸出が規制されており、このような品物を持ち出す場合には、事前に経済産業省で手続きを行い、税関の確認を受ける必要があります。

（詳細は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課 TEL 03-3501-1511（代）にお問い合わせください。）

入国時の手続き

現金などの持込み

出国の際と同様の手続きが必要となります。

（2ページの出国時の手続き「現金などの持出し」を参照してください。）

携帯品などの申告手続き

税関では、外国から入国（帰国）される全ての方に、輸入が禁止・規制されている物品の有無、一定額以上の現金等の有無、免税範囲を超える物品の有無等について確認しています。

迅速かつ適正な通関のため、「**携帯品・別送品申告書**」に必要事項を記入の上、税関に提出してください。なお、別送品がある場合は申告書を2通提出してください。

（注）別送品の詳しい手続きについては、5ページを参照してください。

検査台の選択

税関（空港）では、手荷物の検査を迅速かつ適正に行うために検査台を緑と赤に色分けし、皆様ご自身で選択していただいています。

緑の検査台 → 免税の範囲を超えていない方

赤の検査台 → 免税の範囲を超えている方

又は免税の範囲を超えているかどうか分からない方

その他、税関での諸手続きが必要な方

（注）免税範囲については、10～11ページを参照してください。

税関からのお願い

- 領収書、クレジットカード利用控などは、価格確認のため必要となる場合があることから、大切に保管し、すぐに出せるようにしておいてください。
- 税金は、現金にて税関検査場内の銀行で納付してください。銀行の派出所がない場合は、税関職員が領収します。
- 商業貨物や高額な物品等を持ち込む場合には、一般の貿易貨物と同様の輸入手続きが必要となる場合があります。
- 税関では、氏名等を確認する必要があることから、旅券・航空券等の関係書類の提示を求めることがあります。

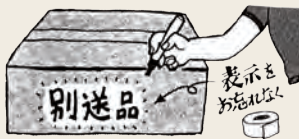
別送品の手続き

別送品とは、入国の際に携帯せずに、郵送などの方法で別に送った荷物のことです。

外国から送る際の注意点

品物の外装や税関告知書(郵便物)、又は送り状などには、必ず「別送品」と明確に表示し、入国(帰国)者本人を受取人としてください。

特に土産品店等に依頼して送る場合には、「別送品」(Unaccompanied Baggage)と明確に表示するように店員に指示してください。



入国(帰国)時の手続き

「携帯品・別送品申告書」を2通、税関に提出してください。このうち、1通に税関が確認印を押してお返ししますので大切に保管してください。

入国(帰国)後に、別送品申告はできません。忘れずに申告してください。

なお、数カ所から別送した場合であっても提出部数は2通です。

※「携帯品・別送品申告書」は税関の窓口に用意してあります。

別送品の到着後の手続き

郵送の場合

別送品が日本に到着すると「外国から到着した郵便物の税関手続きのお知らせ」というはがきが郵送されますので、入国(帰国)時に税関の確認印を受けた「携帯品・別送品申告書」を同「お知らせ」の返信用部分と共に、そのはがきを差し出した税関外郵出張所に郵送又は提出してください。

(詳細は、パンフレット「国際郵便物通関手続のしおり」をご参照ください。)

郵送以外の場合

別送品が日本に到着すると航空貨物代理店や船会社などから到着通知があります。入国(帰国)時に税関の確認印を受けた「携帯品・別送品申告書」、旅券などを持って別送品の到着地税関で手続きをしてください。(取扱業者によっては到着通知がない場合があります。詳細は、航空貨物代理店や船会社などに照会してください。)

なお、別送品については、入国(帰国)後6か月以内に輸入され、かつその輸入申告の際、入国(帰国)時に税関の確認印を受けた「携帯品・別送品申告書」を輸入地税関に提出した場合に限り、入国時に使用した免税枠の残りの範囲内で、免税の適用を受けて輸入することができます。

(免税範囲については、10～11ページを参照してください。)

注意

- 入国(帰国)時に別送品の申告をしなかった場合や確認印を受けた申告書を紛失された場合は、一般の貿易貨物と同様の輸入手続きが必要となります。
- 別送品の外装に「別送品」の表示がない場合には、関税等の納付額や納付手続きなどを通知する書類(例:国際郵便物課税通知書)が郵送されることがあります。この場合、税金を納付する前に、通知書を差し出した税関もしくは航空貨物代理店、船会社などに、お問い合わせください。
- 商業貨物や高額な物品等を持ち込む場合には、一般の貿易貨物と同様の輸入手続きが必要となる場合があります。

輸入が禁止または規制されている品物

輸入が禁止あるいは規制されている品物には主に下記のようなものがあります。これに違反すると関税法などで処罰されたり、没収、廃棄又は積戻しを命じられることがあります。

なお、麻薬、けん銃などは、日本を経由して他国に輸送する場合でも処罰されることがあります。

詳細は最寄りの税関までお問合せください。



輸入が禁止されている品物(主な例)

- 覚醒剤、大麻、向精神薬、麻薬、あへん、MDMA などの不正薬物
- けん銃等の銃砲、これらの銃砲弾、けん銃部品
- 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌などの病原体など
- 貨幣、紙幣、有価証券、クレジットカードなどの偽造品など
- わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノなど
- 偽ブランド品、海賊版などの知的財産を侵害する物品

(注) 上記のほかには家畜伝染病予防法、植物防疫法、外来生物法などで輸入が禁止されているものがあります。詳細は最寄りの動物検疫所、植物防疫所及び地方環境事務所等にご相談ください。



輸入が規制されている品物

①「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(ワシントン条約)に基づき、動植物の多くが輸出入の規制の対象となっており、この条約で定められた機関の発行する書類等(種類により異なりますが、相手国の輸出許可書、経済産業省の発行した輸入承認証など)が無いと輸入できません。これらは生きている動植物だけでなく、工芸品や漢方薬などの加工品・製品についても規制の対象となります。

ワシントン条約により持込みが規制されているもの(主な例)

加工品・製品	毛皮・敷物	トラ、ヒョウ、クマ等
	ベルト・財布・ハンドバッグ等	ワニ、ウミガメ、ヘビ(一部)、トカゲ(一部)、ダチョウ(一部)等
	象牙・同製品	インドゾウ及びアフリカゾウ
	はく製	ワシ、タカ、ワニ、センザンコウ等
その他	ジャコウジカ・トラ・クマ等の成分を含む漢方薬、ヘビの皮革を利用した楽器(胡弓)、シャコガイの製品、オウムの羽飾り、クジャクの羽(一部)、サンゴの製品(一部)、チョウザメの卵(キャビア)、ウナギ(ヨーロッパウナギ)の製品、石斛、木香、天麻、沈香、西洋人参等が含まれる食品や薬等	
生きている動植物	サル(全種)	スローロリス、カニクイザル、チンパンジー等
	オウム(全種)	オウム、インコ類(セキセイインコ及びオカメインコを除く。)
	植物	ラン全種、サボテン全種等
	その他	ワシ、タカ、リクガメ、インドヘビ、アジアアロワナ等

② 食品(個人用を除く)、植物(パイナップル、オレンジなどの果物、切花、野菜、米などを含む)、動物(生きている哺乳動物や鳥類、生肉、乾燥肉、ハム、ソーセージなどを含む)

📄 税関検査の前に検疫カウンターで必ず検疫を受けてください。

免税の範囲

海外旅行者の携帯品あるいは別送品のうち、**個人的に使用すると認められるもの**に限り、入国者一人当たり下の表の範囲内（かつ、米については年間100kgの範囲内）で免税となります。

（携帯品と別送品の両方がある場合には、両方を合算します。）
（一人当たり）

品名	数量又は価格など	
酒類	3本 (760ml/本)	
たばこ	日本に住んでいる方	
	紙巻たばこのみの場合	外国製：200本 日本製：200本
	葉巻たばこのみの場合	50本
	その他の場合	250g
たばこ	外国に住んでいる方	
	日本に住んでいる方の2倍	
香水（オード・トワレを除く）	2オンス (1オンスは約28ml)	
その他の物品	20万円 (海外市価の合計額) ①合計額が20万円を超える場合には、20万円以内に納まる品物が免税になり、その残りの品物に課税されます。 ②1個で20万円を超える品物は、例えば、25万円のバッグは、25万円の全額に課税されます。	

※ 海外市価とは、外国における通常の小売価格（購入価格）
未成年者の場合は「酒類」と「たばこ」は免税になりません。

③ 猟銃、空気銃、刀（刃渡15cm以上）・剣（刃渡5.5cm以上）など

都道府県公安委員会の所持許可を受けるなど所定の手続きを取った後でなければ輸入できません。

④ 医薬品、化粧品などについては、**輸入者個人**が使用するものであっても、**輸入数量の制限**があります。

■ **医薬品及び医薬部外品**……………2カ月分以内
(処方せん医薬品は1カ月分以内)

■ **外用剤**(処方せん医薬品は除く)
……………1品目24個以内

■ **化粧品**……………1品目24個以内

■ **医療機器**……………1セット
電気マッサージ器等の家庭用医療機器等

☞ これらの基準を超えるものについては、厚生労働省の手続きが必要です。

(ただし、個人用であっても、重大な健康被害の起きるおそれがある製品については、輸入が制限されています。)

⑤ 海苔(のり)などの水産加工物の中には、**輸入貿易管理令で規制され、経済産業大臣の輸入割当てや承認**が必要なものがあります。

注意

大麻の種子の輸入は規制されています。また、大麻の不正栽培や、そのために大麻の種子を所持したり、提供することは、大麻取締法で**処罰**されます。

輸入規制品の詳細についてのお問い合わせ先

- ① ⑤ 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
TEL 03-3501-1511 (代)
- ② 最寄りの検疫所、植物防疫所、動物検疫所
- ③ 最寄りの警察署
- ④ ■ 関東信越厚生局 TEL 048-740-0800
■ 近畿厚生局 TEL 06-6942-4096
■ 九州厚生局沖縄麻薬取締支所 TEL 098-854-2584

注意

最近、旅客の携帯品から、多数の未申告たばこが発見発見される事例が確認されています。

未申告のたばこが発見された場合、法令により**処罰**されることもあります。

👉 6才未満の子供は、おもちゃなど明らかに子供本人の使用と認められるもの以外は免税になりません。

👉 旅行中に使用していた衣類、化粧品などの身回り品や職業上必要とする携帯用器具など(外国で取得したものを除く。)は、前ページの表にかかわらず原則として免税となります。

👉 酒類、たばこ、香水を除くその他の品物については、1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下のものは、原則として免税となります。

注意

- 商品や商業用サンプルは、個人的な使用に供するものでないため、課税対象となります。また、金額によっては、一般の貿易貨物と同様の輸入手続きが必要となる場合があります。
- 円貨換算は、「入国の日の属する週の前々週の平均レート」として税関長が公示したレートにより行われます。
- 米について免税の適用を受ける場合には、地方農政局又は地方農政事務所に提出した「米穀の輸入に関する届出書」(税関提出用)を税関に提出してください。

税の適用

免税範囲を超える品物は次のように課税されます。

課税価格

一般の輸入取引の場合の輸入空港(港)での価格をいいます。

通常、携帯品や別送品については、海外での小売価格の6割程度の額としております。

簡易税率

次のものには、関税、内国消費税及び地方消費税を含んだ簡易な税率が適用されます。

品名	税率
酒類	
(1) ウイスキー及びブランデー	500円/ℓ
(2) ラム、ジン及びウォッカ	400円/ℓ
(3) リキュール	300円/ℓ
(4) ビール及び発泡酒	200円/ℓ
(5) 蒸留酒(しょうちゅう等)	300円/ℓ
(6) その他のもの(ワイン等)	200円/ℓ
その他の物品 (関税が無税のものを除く。)	15%
紙巻たばこ	11円/本

一般の関税率が適用されるもの

例えば次のものは、関税のほか消費税及び地方消費税が課税されます。

- 1個(1組)の課税価格が10万円を超えるもの
- 米(納付金の納付が必要となります。)
- 食用の海苔、パイナップル製品、紙巻たばこ以外のたばこ
- 消費税及び地方消費税のみ課税されるもの(関税無税品)

腕時計、貴金属製の万年筆、貴石(裸石)、ゴルフクラブ、書画、CD・DVD等、パソコンなど関税が無税の品物は、課税価格に対し消費税5%(うち1%は地方消費税)のみが課税されます。

「携帯品・別送品申告書」の記入例 (免税範囲を超える場合)

免税範囲を超える方の例

日本に住んでいる成年の方1名が、

- ウイスキー(760ml)…… 3本
- 外国製紙巻たばこ…… 600本
- 衣類…… 1着5万円
- ハンドバッグ…… 1個8万円
- ブランデー(700ml)…… 1本
- 香水…… 1オンス
- 腕時計…… 1個15万円
- 指輪…… 1個12万円

を持ち帰った場合

※免税範囲については10ページを参照して下さい

A面



携帯品・別送品申告書

日本国税関
税関様式C第5360号

下記及び裏面の事項について記入し、税関職員へ提出してください。
家族が同時に検査を受ける場合は、代表者が1枚提出してください。

搭乗機(船舶)名	○○便	出発地	○○
入国日	○○年 ○○月 ○○日		
フリガナ	ゼイカン タロウ		
氏名	税関 太郎		
現住所 (日本での滞在先)	東京都千代田区霞ヶ関3-1-1		
電話	○○ (○○○○) ○○○○		
職業	会社員		
生年月日	○○年 ○○月 ○○日		
旅券番号	○○○○○○○○○○○○		
同伴家族	20歳以上 名	6歳以上20歳未満 名	6歳未満 名

※以下の質問について、該当する□に✓でチェックしてください。

1. 下記に掲げるものを持っていますか? はい いいえ

① 日本への持込みが禁止又は制限されているもの(裏面を参照) はい いいえ

② 免税範囲(裏面を参照)を超える購入品・お土産品・贈答品など はい いいえ

③ 商業貨物・商品サンプル はい いいえ

④ 他人から預かったもの はい いいえ

*上記のいずれかで「はい」を選択した方は、裏面に入国時に携帯して持ち込むものを記入してください。

2. 100万円相当額を超える現金又は有価証券などを持っていますか? はい いいえ

*「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」を提出してください。

3. 別送品 入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか? はい いいえ

*「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持ち込むものを裏面に記載したこの申告書を2部、税関に提出して、税関の確認を受けてください。(入国後6か月以内に輸入するものに限り。)税関の確認を受けた申告書は、別送品を運搬する際に必要となります。

《注意事項》
海外で購入したものを、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、法令に基づき、税関に申告し、必要不正な行為がありますと、処罰される場合がありますので注意してください。

この申告書に記載したとおりである旨申告します。

署名 税関 太郎

A面の質問事項は、税関で確認が必要な事項です。必ず記入してください。

申告書を提出される方が、直筆により署名してください。

B面

※入国時に携帯して持ち込むものについて、下記の表に記入してください。(A面の1.及び3.ですべて「いいえ」を選択した方は記入する必要はありません。)

(注)「その他の品名」欄は、個人的使用に供する購入品等に限り、1品目毎の海外市価の合計金額が1万円以下のものは記入不要です。また、別送した荷物の詳細についても記入不要です。

品名	数量	価格
酒類	4本	
たばこ	紙巻	600本
	葉巻	本
	その他	グラム
香水	1オンス	
その他の品名	数量	価格
衣類	1	50,000
腕時計	1	150,000
ハンドバッグ	1	80,000
指輪	1	120,000
*税関記入欄		
円		

日本への持込みが禁止されています。

免税範囲を超える酒類1本が課税されます。この場合、税額が少ないブランデーが課税されます。

■ 税額計算例
500円/ℓ(税額) × 0.7ℓ(容量) = 350円

※税額ごとの計算額では100円未満は切り捨てますので納付する税額は300円になります。

酒税額…300円

免税範囲を超える外国製紙巻たばこ400本が課税されます。

■ 税額計算例 11円/本(税額) × 400本(本数) = 4,400円

たばこ税・たばこ特別税…4,400円

香水は免税範囲です。

衣類は、関税15%が課税されます。

■ 税額計算例 50,000円(海外市価) × 0.6 = 30,000円
30,000円(課税価格) × 15%(税率) = 4,500円(関税額)

関税額…4,500円

腕時計は、消費税及び地方消費税5%が課税されます。

【参考】消費税及び地方消費税5%とありますが、実際の計算方法は以下のとおり。

■ 税額計算例

■ 課税価格 150,000円(海外市価) × 0.6 = 90,000円(課税価格)
■ 消費税 90,000円(課税価格) × 4%(税率) = 3,600円(消費税額)
■ 地方消費税 3,600円(消費税額) × 25%(税率) = 900円(地方消費税額)

消費税及び地方消費税額…4,500円

他の品物と比べて税額が多くなるものは、優先して免税されます。

(この例ではハンドバッグと指輪です)

【参考】課税した場合の関税額(関税率15%)

■ 税額計算例 80,000円(海外市価) × 0.6 = 48,000円(課税価格)
(ハンドバッグ) 48,000円(課税価格) × 15%(税率) = 7,200円(関税額)
■ 税額計算例 120,000円(海外市価) × 0.6 = 72,000円(課税価格)
(指輪) 72,000円(課税価格) × 15%(税率) = 10,800円(関税額)

この場合の納付額は

酒税額…………… 300円 たばこ税・たばこ特別税額…………… 4,400円
関税額…………… 4,500円 消費税及び地方消費税額…………… 4,500円

合計…13,700円

「携帯品・別送品申告書」をお持ちでない場合は、税関職員にお申し出ください。

お問い合わせ先

税関相談官(室)

- 函館税関 0138-40-4261
- 東京税関 03-3529-0700
- 羽田税関支署 050-5533-6962
- 成田税関支署 0476-34-2128
- 横浜税関 045-212-6000
- 名古屋税関 052-654-4100
- 中部空港税関支署 0569-38-7600
- 大阪税関 06-6576-3001
- 関西空港税関支署 072-455-1600
- 神戸税関 078-333-3100
- 門司税関 050-3530-8372
- 福岡空港税関支署 092-477-0101
- 長崎税関 095-828-8619
- 沖縄地区税関 098-863-0099

カスタムスアンサー(税関手続FAQ)

税関ホームページ

<http://www.customs.go.jp/>

税関ホームページ(モバイル版)

<http://www.customs.go.jp/i/c-answer/index.htm>



電話(音声)又はFAX【自動応答・24時間受付】

- 東京 03-3528-3666 ■ 大阪 06-6576-1130
- 横浜 045-212-0300 ■ 神戸 078-333-4410
- 名古屋 052-655-1790 ■ 門司 093-332-8800

麻薬やけん銃、知的財産侵害物品などの
密輸に関する情報は税関密輸ダイヤルへ

フリーダイヤル シロイクロイ **0120-461-961**